

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 9 月 10 日 答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500096号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500100号

第1 結論

請求者のA社における平成21年10月1日から平成24年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成21年10月から平成22年5月までの期間は11万8,000円から18万円、平成22年6月及び同年7月は11万8,000円から17万円、平成22年8月は11万8,000円から18万円、平成22年9月から平成23年8月までの期間は11万円から18万円、平成23年9月から平成24年3月までの期間は11万円から17万円、平成24年4月から同年9月までの期間は11万円から19万円とする。

平成21年10月から平成24年9月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年10月から平成24年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成21年10月1日から平成24年10月1日まで

ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額を確認したところ、私が所持している給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額と相違している。私の給与から控除されている厚生年金保険料に見合う正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間のうち平成21年10月から平成22年8月までの期間の標準報酬月額は11万8,000円、平成22年9月から平成24年9月までの期間の標準報酬月額は11万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成26年11月7日に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届(訂正)及び健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届(訂正)が事業主から年金事務所に提出され、これに基づき、平成21年10月から平成24年8月までの期間の標準報酬月額は19万円、平成24年9月の標準報酬月額は20万円に訂正されている。

しかしながら、請求期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額ではなく、当初記録されていた標準報酬月額となっている。

また、請求者から提出された給与明細書及び事業主から提出された請求者に係る請求期間の賃金台帳(以下、「給与明細書等」という。)によると、請求者が、請求期間において、訂正前のオンライン記録を超える標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成21年10月から平成22年5月までの期間は18万円、平成22年6月及び同年7月は17万円、平成22年8月から平成23年8月までの期間は18万円、平成23年9月から平成24年3月までの期間は17万円、平成24年4月から同年9月までの期間は19万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは回答が得られないが、上述のとおり、請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正）及び健康保険厚生年金保険被保険者月額算定基礎届（訂正）を、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に提出していることから、社会保険事務所（当時）又は年金事務所は、請求者の平成21年10月1日から平成24年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料について、給与明細書等において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500203号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500101号

第1 結論

請求者のA社における平成22年11月1日から平成24年12月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成22年11月から平成23年8月までの期間は13万4,000円から17万円、平成23年9月から平成24年8月までの期間は15万円から17万円、平成24年9月から同年11月までの期間は16万円から17万円とする。

平成22年11月から平成24年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年11月から平成24年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年11月1日から平成24年12月1日まで

平成22年11月1日にA社に入社し、同年11月28日より給与の支払いを受けていたが、同社が届出ている厚生年金保険の標準報酬月額は、実際に支給された給与額と相違している上、届出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料と給与から控除された保険料額も相違している。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書及び同社の事業主の回答によると、同社は、当月に支払う給与から当月分の厚生年金保険料を控除しており、請求期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは明確な回答が得られなかったものの、上述の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500201号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500102号

第1 結論

請求者のA社における平成18年5月2日から平成24年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成18年5月から平成18年8月までの期間は13万4,000円から17万円、平成18年9月から平成19年8月までの期間は13万4,000円から16万円、平成19年9月から平成20年8月までの期間は15万円から17万円、平成20年9月から平成23年8月までの期間は14万2,000円から17万円、平成23年9月から平成24年8月までの期間は16万円から17万円とする。

平成18年5月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年5月から平成24年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年5月2日から平成24年12月1日まで

私は平成18年4月25日にA社に入社し、平成18年5月28日から給与の支払いを受けていたが、同社が届出ている標準報酬月額は、実際に支給された給与額及び給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。

給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与明細書及び同社の事業主の回答によると、同社は、当月に支払う給与から当月分の厚生年金保険料を控除しており、請求期間のうち、平成18年5月から平成24年8月までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基礎となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成18年5月から同年8月までの期間は17万円、平成18年9月から平成19年8月までの期間は16万円、平成19年9月から平成24年8

月までの期間は17万円とすることが必要である。

なお、事業主が上述の期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から明確な回答が得られなかったものの、上述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所（平成22年1月からは年金事務所）は、請求者の平成18年5月から平成24年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成24年9月から同年11月までの期間については、当該期間に係る給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500202号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500103号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成18年5月8日から平成23年6月12日までの期間及び平成24年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、平成18年5月から平成21年8月までの期間は15万円から17万円、同年9月から平成23年5月までの期間及び平成24年5月から同年8月までの期間は14万2,000円から17万円とする。

平成18年5月から平成23年5月までの期間及び平成24年5月から同年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者の平成18年5月から平成23年5月までの期間及び平成24年5月から同年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成23年6月12日から平成24年4月15日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成23年6月から平成24年3月までの標準報酬月額については、14万2,000円から17万円とする。

平成23年6月から平成24年3月までの訂正後の標準報酬月額については、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和60年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年5月8日から平成24年12月1日まで

平成18年5月8日(入社時)から平成26年12月1日(退職時)まで、A社に正社員として勤務していた。平成18年5月28日より給与の支払いを受けるが、請求期間における標準報酬月額が実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低いので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出されたA社の給与明細書及び同社の事業主の回答によると、同社は、当月に支払う給与から当月分の厚生年金保険料を控除しており、請求期間のうち、平成18年5月8日から平成23年6月12日までの期間及び平成24年5月1日から同年9月1日までの期間については、報酬月額に見合う標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の

訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間の標準報酬月額の基本となる月の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成18年5月8日から平成23年6月12日までの期間及び平成24年5月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から17万円とすることが必要である。

なお、事業主が上述の期間に係る請求者の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは明確な回答が得られなかったものの、上述の給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出しておらず、その結果、社会保険事務所(平成22年1月からは年金事務所)は、請求者の平成18年5月8日から平成23年6月12日までの期間及び平成24年5月1日から同年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 オンライン記録によると、請求期間のうち平成23年6月12日から平成24年4月15日までの期間に係る標準報酬月額は14万2,000円であり、当該期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中に係る厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

なお、厚生年金保険料の徴収免除の申出がなされたため、請求者の平成23年6月から平成24年3月までの期間に係る保険料の徴収が行われないことから、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

一方、育児休業期間中の厚生年金保険料が免除された場合の標準報酬は、育児休業開始直前の標準報酬の基本となった報酬月額に基づき算定した額とするとされていることから、請求者の平成23年6月から平成24年3月までの期間に係る標準報酬月額は、上述の給与明細書で確認できる育児休業開始直前の平成23年5月の標準報酬月額の決定の基本となる平成22年4月から同年6月までの報酬月額により、17万円に訂正することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成24年4月15日から同年5月1日までの期間について、請求者は同年4月の給与明細書を保管していないが、B市から提出があった平成25年度の賦課資料に記載されている社会保険料控除額は、平成24年5月から同年12月までの期間に係る給与明細書に記載された社会保険料額(健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料)の合計と一致していることから、同年4月に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは確認できない。

このほか、平成24年4月15日から同年5月1日までの期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成24年4月15日から同年5月1日までについて、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成24年9月1日から同年12月1日までの期間については、当該期間に係る給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額が厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低額であることが確認できるところ、当該標準報酬月額はオンライン記録と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認め

られない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500307号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500054号

第1 結論

昭和39年11月から昭和46年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年11月から昭和46年3月まで

私は昭和55年若しくは昭和56年頃、それまで納付していなかった請求期間に係る国民年金保険料を特例納付制度により、A市(現在は、B市)の集金人に一括で納付し領収証をもらった。

領収証は処分してしまったが、請求期間に係る国民年金保険料を納付したのは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構が保管している国民年金被保険者台帳及びA市が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求者に係る国民年金保険料の納付記録は、昭和46年4月から昭和52年3月までの期間が第3回特例納付により昭和55年4月に納付されたこととなっているが、請求期間については未納となっていることが確認でき、それぞれの納付記録に相違はみられない。

また、請求者は、第3回特例納付により納付した国民年金保険料額に係る記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明であることから、請求者が請求期間についても特例納付を行っていたと推認することは困難である。

さらに、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。